



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 東京ラチエーター製造株式会社
 代表者名 代表取締役社長 林 隆 司
 (コード番号 7235 東証第 2 部)
 問合せ先 総務部・企画経理部担当執行役員
 総務部長 矢 野 和 彦
 (TEL. 0466-87-1231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の第 111 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

社外取締役の招聘に伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 28 条②項を新設するとともに、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結可能な取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第 36 条②項を一部変更するものであります。

なお、定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線部が変更部分)

現行定款		変更案	
(取締役の責任免除)		(取締役の責任免除)	
第 28 条	当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <p style="text-align: center;">« 新設 »</p>	第 28 条	当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u>
(監査役の責任免除)		(監査役の責任免除)	
第 36 条	<p style="text-align: center;">« 省略 »</p> ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	第 36 条	<p style="text-align: center;">« 現行どおり »</p> ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

以上